

税務・人事労務ワンポイント ( 389 )

## 長崎県 最低賃金 821円 28円アップ パートの方、学生さんにもすべての人に適用されます

社会保険労務士 桂 好志郎

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低保障賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

最低賃金額以上を支払わないと・・・

長崎労働局長は、長崎地方最低賃金審議会の答申を受けて、長崎県最低賃金を現行の時間額793円から時間額821円に引き上げることを決定しました。

引き上げられた長崎県最低賃金は2021年10月2日に発効されました。

最低賃金制度とは  
働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

最低賃金額以上の地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金(50万円以下)が定められています。

最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える分（深夜割増賃金など）
- ⑥精進手当、通勤手当および家族手当

チェック方法は？

確認したい賃金を時間額にして最低賃金額（時間額）と比較します。

①日給の場合

日給÷1日の平均所定労働時間Ⅱ時間額Ⅳ最低賃金額（時間額）

②月給の場合

月給÷1カ月の平均所定労働時間Ⅱ時間

### 【事例1】月給のみの場合

基本給（月給）	150,000円
職務手当（月給）	10,000円
通勤手当（月給）	8,000円
合計	168,000円
1カ月の平均所定労働時間	165時間

- ①通勤手当は算入しないため、  
168,000円－8,000円＝160,000円
- ②この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると  
160,000円÷1カ月の平均所定労働時間(165時間)  
＝970円 > 821円  
であり、最低賃金額以上となっています。 ○

### 【事例2】日給と月給の組み合わせの場合

基本給（日給）	6,000円
職務手当（月給）	10,000円
通勤手当（月給）	8,000円
1日の所定労働時間	8時間
1カ月の平均所定労働時間	165時間

- ①基本給（日給）を時間額に換算すると、  
6,000円÷1日の所定労働時間(8時間)＝750円
- ②通勤手当は算入しないため、職務手当（月給）を時間額に換算すると、  
10,000円÷1カ月の平均所定労働時間(165時間)  
＝61円
- ③上記①と②を合計すると、  
750円＋61円＝811円 < 821円  
であり、最低賃金額未満となっています。 ×

②の計算で時間額を出す

③(1)と(2)を合計した額Ⅳ最低賃金額（時間額）

①の計算で時間額を出す  
②各手当（月給）



※無断転載禁止